

# 公 告

## 公募型プロポーザルの実施（公告）

川棚町新庁舎建設基本設計業務について、公募型プロポーザルを行うので公告する。

平成30年7月2日

川棚町長 山 口 文 夫



### 1 業務概要

- (1) 業 務 名 川棚町新庁舎建設基本設計業務
- (2) 業務内容 川棚町新庁舎の基本設計業務
- (3) 建設場所 長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1518番地1ほか
- (4) 履行期間 契約日締結から平成31年3月22日まで
- (5) 業務規模 プロポーザル説明書（I プロポーザル要項 2 業務規模）  
に示す規模とする。

### 2 参加資格

参加表明書を提出できる者は、次に掲げるすべての要件に該当する単体企業とする。

- (1) 平成30・31年度入札参加資格審査申請書を川棚町に提出し、登録されていること。
- (2) 長崎県内に本社（本店）を有すること。
- (3) 川棚町から指名停止を現に受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (5) 川棚町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱（平成24年川棚町要綱第3号）第2条第2号又は第3号に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (7) 一級建築士が2名以上勤務していること。（参加表明者と直接かつ恒常的な雇用関係（参加表明書の提出期限を含め連続して3か月以上の常勤者）にある者に限る。）
- (8) 参加表明書の提出期限の日以前6か月から見積執行日までの間において、手

形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

- (9) 見積執行日までにおいて、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (10) 平成20年4月1日から平成30年3月31日までに業務が完了した庁舎、事務所又は特殊建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第1（い）欄に掲げる用途（（5）及び（6）の用途を除く。）に限る。）の新築又は増築に係る設計業務（設計意図伝達業務（平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第三号による。以下同様とする。）を除く。）のうち、延床面積（増築の場合は、増築部分の延床面積）が2,000㎡以上のものを元請けとして行った実績を有すること。（設計JVによる実績は、出資比率が30%以上のものに限る。）

### 3 審査

#### (1) 審査方法

審査は、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。審査委員の氏名は、プロポーザル説明書に記載する。

##### ① 一次審査

設計者選定の手続きに参加する者からの参加表明書に基づき、下記の選定基準により優秀な参加者を3者程度選定する。実施時期は平成30年8月上旬の予定。選定結果は、審査後に文書で通知する。

##### ② 二次審査

一次審査で選定した参加者に対し、技術提案書の提出を要請し、併せて実施するヒアリングに基づき、下記の特典基準により、最も優れた提案者を特定し、併せて次点も選出する。実施時期は平成30年10月中旬の予定。なお、ヒアリングは公開で行う予定である。詳細については、該当者に後日通知する。

##### ③ 審査は、プロポーザル審査委員会により行う。

(2) 審査基準

一次審査（選定基準）

評価項目		評価事項	配点
①事務所の体制、実績	組織体制、業務実績 (基礎的審査)	有資格者数、業務実績数を評価	100点
②担当チームの経験等	管理、主任技術者 (基礎的審査)	管理、主任技術者の経験年数、業務実績数、受賞歴件数を評価	
③業務の実施方針	業務の実施方針 (専門的審査)	川棚町新庁舎建設基本計画（以下「基本計画」という。）を具体化するための方策の評価	100点
		業務実施のための組織体制を総合的に評価	
		手持ち設計量も勘案し、作業スケジュールを総合的に評価	
評価点の合計			200点

二次審査（特定基準）

評価項目		評価事項	配点
委託額	見積書（客観的審査）	本設計業務を実施する上での見積額の多寡を評価	40点
特定テーマ	特定テーマ（専門的審査） 基本計画に掲げる基本理念を実現するために主要な以下の基本方針に対する提案 ①防災拠点となる庁舎の考え方 ②誰もが利用しやすい庁舎の考え方 ③簡素で経済的な環境へ配慮した庁舎の考え方	・提案内容の独創性、独自性や魅力 ・所定の施設計画としての妥当性、現実性、技術的信頼性など (提案者の企画力、技術力等を総合的に評価)	360点
評価点の合計			400点

※二次審査においては、一次審査の評価も加え評価する。

#### 4 契約の締結

特定された最も優れた提案者と本基本設計業務についての契約締結の交渉を行う。その提案者との契約が成立しない場合は、次点になった提案者と契約締結の交渉を行う。

#### 5 本基本設計業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を本基本設計業務の委託契約の相手方との随意契約により締結を行う予定の有無

有（川棚町新庁舎建設実施設計業務、川棚町新庁舎建設に伴う工事監理業務）  
ただし、当該業務に係る予算が成立しない場合は、契約の締結を行わない。

#### 6 関係資料の配布期間、場所及び方法

(1) 公告及びプロポーザル説明書は、下記に示す川棚町のホームページに掲載する。

ホームページアドレス：<http://www.kawatana.jp/>

(2) 公告、プロポーザル説明書及び技術資料のデータをCD-ROMにより、次の①に定める期間、②に定める場所で配布を行う。なお、郵送による配布を希望する場合は、郵便（書留）により、②宛てに返信用封筒（定形外角2の大きさのもので、560円の切手を貼り付けたもの）を同封して請求すること。

① 期 間 平成30年7月2日（月）から平成30年7月23日（月）  
までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

② 場 所 川棚町役場 新庁舎建設室  
〒859-3692  
長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1518番地1  
電 話：0956-82-3131（内線323）  
FAX：0956-82-3134

#### 7 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

(1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送（書留）の場合は到着を確認すること。

(2) 提出先 6(2)②に同じ。

(3) 提出期間 平成30年7月18日（水）から平成30年7月24日（火）  
まで（休日等を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、上記提出期間内に必着のこと。）

## 8 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期間

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送（書留）の場合は到着を確認すること。
- (2) 提出先 6（2）②に同じ。
- (3) 提出期間 平成30年9月21日（金）から平成30年9月28日（金）まで（休日等を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、上記提出期間内に必着のこと。）

## 9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 詳細は、プロポーザル説明書による。

## 10 問い合わせ先

- 6（2）②に同じ。